

官報
号外
昭和三十八年五

昭和三十八年五月八日

○第四十三回 參議院會議錄第十

卷三一
五三月廿六日

議事日程 第十八号

昭和三十八年五月八日

午前十時開議

任命に関する件

第二　國務大臣の演説に関する件

第三 甘味資源特別措置法案及び

類の管理に関する法律案（趣旨）

説明)

卷之三

一、新議員の紹介

一、故議員手島栄君に対し弔詞贈

一、故議員手島栄君に対する追悼

辭

一 日程第一　日本銀行政策委員
委員の任命に関する件

一、日程第二 国務大臣の演説に

一、日程第三 甘味資源特別措置法 案及び甘味資源の生産の振興及び

昭和三十八年五月八日 参議院会議録第十八号 議長の報告

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
電波法の一^レ部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
船舶職員法の一部を改正する法律案
国民健康保険法等の一部を改正する法律案
外貨公債の発行に関する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

昭和三十八年度一般会計予算
昭和三十八年度特別会計予算

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

た。

院に通知した。

厚生省設置法及び国立光明寮設置法
の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律
案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

漁港法第十七条第三項の規定に基づ
き、漁港整備計画の変更について承
認を求めるの件

地方自治法第一百五十六条第六項の規
定に基づき、鉱山保安監督署の設置
に関する承認を求めるの件

同日本院において議決した左の予算を
内閣に送付し、その旨衆議院に通知し

漁港法の一部を改正する法律 農業取締法の一部を改正する法律

を受領した。

(三月四日死亡の吉川智慧丸の後任)

大久保太三郎

ある四月一日議長において、左の常任

委員の辞任を許可した

文教委員 石田 次男君

同日議長において、常任委員の補欠を

正の通り指名した

文教委員
辻 武壽君

同日議長において、左の特別委員の辞

石炭対策特別委員 森 八三一君

同日議長において、特別委員の補欠を
上の通り指名した。

石炭対策特別委員
大竹平八郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よって議長は脚田少佐を法務委員会に付託した。

二二二 刑事事件における第三者所有物の没

司 田議長は左の議員提出案を予備審査
收 手続に関する応急措置法案

のため衆議院に送付した。

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一節を改正する法

律案(中村順造君外七名発議)

ある四月四日内閣から予備審査のため

この議案が送付された。そこで議長は

港則法の一部を改正する法律案

去る四月五日内閣から予備審査のため
の議案が送付された。よつて議長は

即日これを大蔵委員会に付託した。

金融緊急措置令を廃止する法律案

内閣總理大臣が内閣長官 三月四月一日付をもつて大藏省主計局長石野

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

スープーマーケット法案 (向井長年君発議)

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受け領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案 (石橋政嗣君外二十九名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、農林大臣房予算課長太田康二君の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

○議長(重宗雄三君) 議長は、本院規則第三十条により、坪山徳弥君及び小宮市太郎君をいすれも法務委員に指名いたします。

信次官等を歴任、生來の卓越された識見と剛毅溌達をもって、常に敏腕をふるわれ、ことにその実行力は抜群であつて、つとに省内随一の切れ者として高く評価されていたのであります。

通信省退官後も、国際電気通信株式会社社長、全日本空輸株式会社監査役、日本郵便通送株式会社顧問、全国特定郵便局長会顧問等の要職につかれましたが、昭和三十一年七月参議院通常選挙にあたり、全国区から立候補して本院議員に当選せられました。

自來、君の信条とする通信精神に徹するとの初心を貫き、終始通信委員会に所属され、通信委員長、理事、政策審議会副会長として、常に、郵政事業、電信電話事業、電波行政等、通信関係の国政の審議と党務に専念せられたのであります。昨年七月再度当選せられた直後、池田内閣の改造にあり、君の最も關係の深い郵政大臣に抜擢されたことは、君としてもさぞかし御満足であつたことであつましよう。

しかしに、郵政大臣の重責遂行の中途において病魔に襲われ、画期的な規模と内容を盛った昭和三十八年度予算編成を契機に、みずから開僚を辞任せられましたが、辞任後ににおいても、高邁なる識見と豊富な経験とを国政に反映せられんことを念願されておつた

ござります。よつて本件は、全会一致をもつて賛成者起立

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて賛成者起立

ここに、同君の御逝去に対し、つぶしんで哀悼の誠をさげますとともに、衷心より御冥福をお祈りする次第あります。同日午後八時十分ごろ家人から下谷北警察署に対し、迷子として届出がありましたので、同署においては、直ちに都内各警察署に手配し、翌四月一日に至りまして、四回の状況を調査いたし、誘拐の疑いがあると認め、警視庁本庁から捜査員を応援派遣し、幼児誘拐事件として捜査を開始しました。

内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、大久保太三郎君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題といたします。

内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、大久保太三郎君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、大久保太三郎君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

で遊んでおりました四才になる村越吉展ちゃんが行方不明になつた事件でござります。同日午後八時十分ごろ家人に、裏手から現場に急行したのであります。

から下谷北警察署に対し、迷子として届出がありましたので、同署においては、直ちに都内各警察署に手配し、翌四月一日に至りまして、四回の状況を調査いたし、誘拐の疑いがあると認め、警視庁本庁から捜査員を応援派遣し、幼児誘拐事件として捜査を開始しました。

ことわざりながら現場に駆けつけたのが最後だといふ旨を述べてきました。

その後、四月二日から被害者宅に忍辱的內容を含む電話が連日十数回かかりましたので、この電話の男を容疑者と判断し、これに捜査を集中したのであります。その後、犯人は三回にわたり現金の引き渡し場所を指定して参りましたが、これらの場合にはいずれも犯人を特定し得るような状況にはなかつたのであります。

その後、四月七日午前一時二十五分ごろ、九回目の電話で、「被害者宅から約三百メートル離れた昭和通りの川自動車株式会社の横に駐車している小型貨物自動車の荷台に子供のくつを置くから、母親が一人で来て、そこに金を置いて帰れ。子供は金を受け取つてから一時間以内に返す場所を指定す

ます。これが最後だといふ旨を述べてきました。

たのであります。当時、被害者宅には捜査員六名が待機しておりましたので、母親が自動車で出発すると同時に、裏手から現場に急行したのであります。

ますが、母親の到着がわざかに早く、

要量は十年後の見込みを大幅に上回る。一方、生産は年次計画をはるかに下回り、目標であるところの自給度は低下し、輸入依存度を高める結果を招来いたしました。この三、四年のわざかな期間に、北海道では、政治的な角度から工場を過剰に引っぱり込んだ結果、原料不足による製造は非常に経済高となる結果、経営難に陥り、生産者農家は原料価格が安いので生産をする意欲を喪失せんとしているのが現状であります。また、目を南方に転すれば、大部分のテンサイ糖工場は、原料が不足で、昨年の十一月から工場が全面閉鎖をし、暖地テンサイ生産の危機感を誘発しております。したがって、今やこの無責任さわまる長期計画そのものを抜本的に改正せざるを得ない最悪事態に直面しております。この政府の失政に対し、国民の批判はまことに痛烈であることを総理は肝に銘すべきであります。それとも、この計画達成のための畠地改良事業等の生産基盤の整備や、あるいは生産者価格の不当な低さ等、施策に一貫性なく、見せかけのごまかし農政の矛盾の現われであると言わざるを得ません。政府は、本法案で、砂糖類、テンサイ、サトウキビを農業基本法の重要な農産物に規定しておりますが、はたしてこれに値する積み重ねられたことがあります。砂糖の消費者価格は、日本が世界で一番高い。一般消費者の家計を圧迫し

ているのはもとよりのこと、零細な菓子類、カン詰等の加工業者は、砂糖加工品の貿易の自由化と原料糖の高値の二つに締めつけられ、工場閉鎖、操業等に追いやられつつあります。総理は、衆議院の本会議において、国民の食生活に安い砂糖を供給することを自由化の理由としてあげてますが、本法案には何ら販売価格の規制が取り上げられていないのは一体どうしたことでありますか。適正なる消費者価格をたどって安くするのか、その構想の具体的な内容を明らかにしていただきたいと思います。しかし、万一一これを高騰と、これに対する今後の見通しを経企長官にお伺いいたします。

総理は、さらに、農家の所得確保をはかると声明しておりますが、これと背反するものといふべきであるが、これを総合的に解決するには、あるいはイギリスのように輸入砂糖の国家管理を中心とする措置以外に適正なる施策はあり得ないと思うが、総理の御所見はどうでありますか。

最後に、総理に伺いますが、粗糖超過利潤の政府吸い上げは行政措置によります。それとも、この計画達成の具体的な裏づけがなかつたことを指摘せざるを得ません。特に、生産振興のための畠地改良事業等の生産基盤の整備や、あるいは生産者価格の不当な低さ等、施策に一貫性なく、見せかけのごまかし農政の矛盾の現われであると言わざるを得ません。政府は、本法案で、砂糖類、テンサイ、サトウキビを農業基本法の重要な農産物に規定しておるやに伺います。政府としては、テラ銭かせぎのような、あなたまかせの無責任さであるといわざるを得ない。かつて昭和三十年の第二十二回国会で、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置法案が提案されました。輸送費未了となつた経過があります。輸入差益金の処理は、こうした立法措置

によるべきものであると思うが、御所見はいかがですか。

以上四項目にわたる質問に、総理のそれぞれ明確にして具体的な答弁を求めます。

次に、経済企画庁長官にお伺いいたします。関税一括引き下げ問題を協議するガット開催会議が来る十六日からジユネーブで開かれますが、これはあらゆる貿易品目について五年間

農林大臣にお伺いいたします。農林省は昭和三十六年の十二月に、精糖業界に対し、「昭和三十四、三十五年度における輸入糖による精糖業者の超過利潤の算出及び拠出の公正な確保について」と題する通達を出しております。そして輸入粗糖の超過利潤三千六億一千七百万円のうち、精糖業者の納税額を差し引いた十八億三千七百万円を三十七年度から三カ年に分けて、これを拠出させることを命じていてあります。その後この十八億三千七百万円がこの通達どおり業界から拠出されているかどうかをます伺います。

次に大蔵大臣に伺います。本法案提出の過程において、砂糖消費税を一部生産者に対する生産振興助成金の財源とする目的税設定の構想が伝えられましたが、これを実施する意図があなたにおありますか。アメリカでは、一九四八年砂糖法の制定によって、テンサイ及びカンシャ生産に対する補助金のひもつき財源として砂糖物品税を徴収し、これを生産者農民に交付しております。わが国も法的にひもつき財源を確保して生産振興に積極的に寄与すべきものと思うが、御意見はどうありますか。これが第一の質問であります。

次に、国内甘味資源振興対策につい

てあります。

次は、たとえばイギリスのよう

に、この法案のねらいが農家所得の確保にあるとするならば、政府の告示す

る最低生産者価格とは、生産費所得補償方式で算出した価格でなければ、こ

れは、うそになります。私はうそは申

ませんと総理はしばしば公言している

が、そら言いながら、うそをついたら、

これほど悪質きわまるうそは、ないで

しょう。あなたは池田内閣の閣僚とし

て、総理に、うそをつかせないため

タリア政府の農業政策に対する愛情ある措置がこれの根本をなしているほかなりません。顧みてわが国の農政はどうですか。かつて大豆が農産物の中でも貿易自由化の第一号として強行された結果、大豆、米穀は、政府の意図する方向とは逆に、年々その作付反対は減反し、畑作農民の作付放棄の傾向がござります。かつて大豆が農産物の中における輸入糖による精糖業者の超過利潤の算出及び拠出の公正な確保について」と題する通達を出しております。そして輸入粗糖の超過利潤三千六億一千七百万円のうち、精糖業者の納税額を差し引いた十八億三千七百万円を三十七年度から三カ年に分けて、これを拠出させることを命じていてあります。その後この十八億三千七百万円がこの通達どおり業界から拠出されているかどうかをます伺います。

○議長(重宗雄三君) 渡辺君、時間が参りました。

○渡辺勘吉君(続) 次に、この法案がどうしてこうまでおくれたかということがあります。すでに、従来施行のてん菜生産振興臨時措置法は、期限法として、すでに三月で切れている。政府は四月早々には生産者価格を告示すべきものが、そのまま空白となつて今日に至っております。生産者農民や関係者の政府に対する不信感は想像を絶するものがあります。すでに、従来施行のてん菜生産振興臨時措置法は、期限法として、すでに三月で切れている。政府は四月早々には生産者価格を告示すべきものが、そのまま空白となつて今日に至っております。生産者農民や関係者の政府に対する不信感は想像を絶すものがあります。その責任を一体どう考えておられるかお伺いをいたしたい。

○議長(重宗雄三君) 渡辺君、時間が参りました。

○渡辺勘吉君(続) 最後にお伺いいたしました。総理が国会で言明したように、この法案のねらいが農家所得の確保にあるとするならば、政府の告示す

てあります。

○議長(重宗雄三君) 渡辺君、時間が参りました。

○渡辺勘吉君(続) 最後にお伺いいたしました。総理が国会で言明したように、この法案のねらいが農家所得の確保にあるとするならば、政府の告示す

てあります。

イタリアでは一九四六年の生産わずか三十万吨足らずのテンサイが十年

後には百四十万トンになり、国内で完

第二の、砂糖の需給見込みの相違、
これは御承知のとおり北海道と府県に
つきましては、お話をとおり、天候の
関係、労働力の関係、あるいは肥料そ
の他の関係によりまして、予定どおり
には行っておりませんが、琉球及び奄
美大島では予定以上に行つております。
こういう農産物の生産の予定とい
うものは、他の工業品のごとく予定ど
おりになかなかない。ことにテン
サイ糖につきましては、北海道におい
ては相当の実績をあげております

おにぎりする御質問は四点でござります。
まず第一点は、砂糖の自由化と甘味資源増強対策についてでござります。
これのことにつきましては、先ほど農林大臣より甘味資源特別措置法の提案理由で申し立ておりでござります。すなわち、農業経営の改善と農家所得の増大を期しつつ、他面、製糖事業の合理化、発展を企図して、国際競争力を強化していくところというが、今回の目的でございます。したがいまして、私は、今後この措置法によりまして、安い、安定した砂糖を供給し得ると考えておるのでござります。なお、いろいろな外国との関係がありまして、国内施策と同時に、関税制度につきましては、今後この措置法によりまして、國內も相当の改正を加えたいと考えております。

にも、生産費を償い、所得を補償する
生産者価格を告示すべきだと思うが、
御意見はいかがですか。納得のいく具
体的な答弁を求めて私の質問を終わり
ます。(拍手)

じやまになつたかということは、十数年来の経験からもおわかりいただけると思うのであります。

なお、第四点の、超過利潤を吸い上げるということにつきまして、法律によつてやつたらいいじゃないか。いろいろ議論はございましよう。すなわち、昭和三十四年、三十五年におきましての砂糖会社の特別利益を出してもららう。これは、あとから出てくることをございますから、昔のように、臨時利得税とか、ああいう法律を設ければ

ものと考えておられるのですから、第三の、砂糖価格が高いという問題は、御承知のとおりに、さきにもお話をございましたとおりに、原料糖に対しまして百三、四十%の関税をかけております。関税の高いことにつきましては万人の認むるところでございまして、今後、財政の許す限り、砂糖関税の引き下げ、消費税の引き下げも考えていただきたいと思います。ただ、お話のように、これを国家管理にして販売価格を指定するということは、われわれの経済自由の原則から見れば贅成できないのであります。私は、各國がやつております砂糖の管理とか専売ということは、そうしてまた百二、三十万トンの砂糖を輸入するわが国において、いわゆる切符制度、割当制度

が内地におきましてはテンサイ糖の生産につきましてはまだ十分の経験がございません。したがいまして、内地、ことに豊饒地のテンサイ糖につきましては、イタリアその他の例を見まし

常識的に、一ポンド三セントぐらいと
考えられておつたわけございまし
て、それに対応いたします国内の精製
糖の卸売価格は、大体百二十円前後で
あらうと、いうことが経験的に出ておつ
たわけでござります。で、御承知のよ
うないいろいろな事情によりまして、国
際原糖の価格が、昨年の半ばころから
非常に高騰を始めまして、本年の四月
ごろには、ニーヨークの相場が七セ
ント四十ぐらいになつております。そ
れを反映いたしまして、国内の卸売価

二倍半ぐらいために上がっております。しかし、これも長続きはいたしません。したがつて、私は、この三十七年度におきましての特別の利益につきましては、今の吸収するという意味でなしに、精糖、テンサイその他の甘味資源の開発のために協力してもららとうと、建前で取つていきたい。しかし、こういう制度はそれ自体よくない。そこで、自由化をいたしまして、経済を正常な姿に持つていこうというのが、今回の甘味資源特別措置法案を提出した理由があるのであります。

以上、御質問の四点につきましてお答え申上げます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 國際原糖の

別でこちしまつするか 私は そういう法律を設けることは 適当でないと 思います。また、三十七年度におきまして 原料糖価が非常に上がりました。普通 の二倍半から三倍にも 上がつておるわ

それから、ガットとの関係でございま
すが、農業製品、農産物につきましま
で、米国と欧州共同市場及び欧州共同
市場内部にいろいろな意見の相違がござ
りますから、開催会議で、どのように
なふうに推移するかは予測が困難でござ
ります。しかし、国際商品協定の対
象となり得るような農産物、すなわ
ち、穀物でありますとか、肉であります
とか、あるいは御指摘の砂糖などに
つきましては、一応そういう形で国際
商品協定の形で処理しようではないか

ころの税金、ことに關稅をどういうふうに処置していくかということであると思ひますし、もう一つは、それまでの間、製糖業者の持つておりますところのいわゆるスリッページを減らしていく、こういう方法であろうと思ひます。で、近い将来に、自由化との関係で關稅制度を一部改めます点について、国会の御審議を仰ぎますときだ。同時に、今後、關稅率は一定額以内で行政府が自らの判断で引き下げ得る、こういう権限を国会に要請する法律案をあわせて御審議をいただきたいといふふうに考えますので、そういう形で、税金、なからずく国内糖との関係もござりますから、まず關稅率を引き上げていくべきではないか、こういう

格は百四十円くらい 小売価格は百五十五円をこえたと存じます。この一両日の相場を見ておりますと、ニヨーヨークで八セント五十といふよろな、さらに高騰を続けておるというのが、

ります。(拍手)
〔国務大臣田中

ればならないといふうではありません。酪農製品に多少事情が異ります。括引き下げの対業の構造改善を考えますけれども、この際大切なことは、第一に、括引き下げの対業について本来べきものではないし、第二に、一括ました場合にもついて、一定ショーンが認めらから、酪農製品免除の中に入るがって、引き下さ

といふ意見は、
しておられますし、
きましては、輸出
ありますために、
いわゆる互恵関係

中で角栄君登壇、拍手」
（角栄君） 渡辺さんの
とさいますが、第一点
は、財源措置について、
政府とともに、
に必要額を計上して参
つておるわけであり、
ものにしてはどうら
な議論がありましたと

なりまして、これは一
いふことにはなつてこ
に考えるわけでござ
につきましては、確か
なりまして、これは一
いふことになるといふふうに
も、わが国の場合、農
いうことが何よりもこ
いますから、酪農製品
自由化を早急にいたさ
いといふと第一に考えます
引き下げが行なわれ
農業製品、工業製品
率の免除、エクセプ
べき項目である。しな
けの対象にいたすべき
れるわけでござります

名田の間にかなり共通
なかんばく砂糖につ
出国が多く低開発国で
ガット関係にない、

方式のよくなお考えが述べられました。が、この問題につきましては、第二の食管を作るというよくなお考えにも通じているようござりますが、総理が述べられたように、政府としては、第二の食管というよくなものを作つて、国家管理をしていくといふよくな考えにはなつております。(拍手)

〔國務大臣重政誠之君登壇、拍手〕

○國務大臣(重政誠之君) 第一の御質問の点は、超過利潤の徵収を十八億円ときめているが、それがその半分の九億円はどうも取るやら取らぬやらわからぬといふようなことになるのではないかといふ御質問であります。そういうことはなりません。十八億円と引きあました——約十八億円であります。が、これは全額を拠出をいたしてもらつたりであります。なお、こういふものは法律によつて徵収すべきものではないかといふ御意見でありますが、一応私どももそういうことを考えたことがあるのであります。しかし、これは御承知のように、過去の利潤でありますから、それを法律を制定して、過去にさかのぼつてこれを徵収するということは、なかなか立法上困難がありますために、行政上の指導いたしま

し、それから財源額と所要支出額といふものが見合う必然性もありませんし、また受益者と負担者が一致をしないこともありますので、原則的に申し上げましたように、毎年度予算の範囲内で重点的に措置をしていく方針でございます。

方におきまして、当時最高の需要額百五十万トンが現在すでにもはや百六十万トンになつておる。需要の面におきまして非常に見込みが違つておるといふ点がござります。それからまた、生産の面におきましても、いろいろお述べになりましたように、政府としても生産対策等を立てておるのであります。ですが、どうもその運用が十分でなかつたという点は反省をいたしておる次第であります。三十八年度に、本年度におきましては、約二十億円を計上いたしまして、助成も総合的に助成をいたしまして、その効果をあげるつもりでおります。

それから生産基盤の強化の措置をどういうふうにするかということでありますが、この問題も、三十八年度からは所要の予算を計上いたしまして、総合的に生産対策を行なう、あるいは機械の導入をやるなり、あるいは土地改良をやるなり、そういう方向で進めていきたいと、こう考えております。

してこれを徴収することにいたしております。愈のために申し上げますれば、現在までに四億三千万円の徴収をいたしております。残額は今後これを徴収する考え方であるわけであります。それから第二の御質問——砂糖の自給策について、今までの長期見通しが誤っているのではないかということであります。現在御承知のとおりに、

○議長(重宗雄三君) 小林篤一君

議長(重宗雄三君) 小林篤一君

○議長(東宗雄三君) 小林篤一君。
〔小林篤一君登壇、拍手〕
○小林篤一君 私は、ただいま議題となつております甘味資源特別措置法案について、政府側に質問をいたしたいと思います。
まず総理大臣に、北海道におけるピートのことについてお尋ねいたしま
すが、北海道におけるピートは、さあ何と云ふ事か、政府が長期の増産計画を立てられまして、耕作奨励に声を大にしてかけ声をかけておられます。この奨励に対する対応としての法律が本年三月で期限切れになつて、ただいま、先ほどもお話をありましたように、空亡状態であります。本年のピートの生産者価格は、今まで決定しないままになつておるの
であります。政府は、法律が空白になつたことは、あらかじめ予想ができたはずであります。にもかかわらず、行政指導も行なわないので、いたずらにこれ
を遷延して、生産者は不安動揺を来た
し、ひときりなしに農林省に押しかけ
て対策を要望しておるのであります。
こういふ状況にしておいて、政府が
ピート耕作を奨励しても、安心して耕
作できないではありませんか。北海道
におけるピート耕作者の間には、政府が

さらに、最低価格を告示することによって、物価その他の経済情勢を参照して、基準価格をきめる。こういう考

砂糖の貿易自由化の必要は今始まつたことではなくて、五、六年前から政
府部内から放送されておつたのであります。砂糖の貿易自由化のいかにむず
かしいかといふことを物語つているの
であります。ヨーロッパの実情に照ら
しましても、砂糖の貿易自由化は、耕
作者にも工場側にも無理がかかるとい
ふことは、これはもう明らかなんであ
ります。總理は、貿易の自由化九〇%
にするため、砂糖の貿易自由化をする
ように指示しておられるが、これを
乗つけるための基礎工事ができていな
いではありませんか。いまだ基礎工事
の設計すらもできておらぬではありま
せんか。地盤が弱くて貿易の自由化を
建設するだけの基礎工事はできないで
はあります。もしさういう考えで自
由化した場合、砂糖価格が下落した場
合は、混乱を招くことは明らかではあ
りませんか。そななつてから対策を立
てるにしても、従来の例から見まし

伸びないのは、よって来たる原因がここにあることを自覚しなければならぬと思うのであります。この際、すみやかに砂糖政策を確立して、農家が安んじてビートの生産に従事でき得るようにして、かかる後に、必要があれば貿易自由化に踏み切つてもよろしいのではないかと思うが、いかがお考へでありますらうか。政策の確立については、ビートの耕作者も、工場も、消費者も一貫したるものでなければならぬが、その基本的な考え方について確固たる所信をお伺いいたしたいのであります。次は、農林大臣にお尋ねいたしますが、質問の第一は、農林大臣は、ビートでは引き合わなくとも、酪農を兼営すれば引き合うとのお考えであります。が、この考え方は、農家は戦前からもう聞き飽きているはずであります。手づけの耕作をしている者に酪農をやられと言つても、一升ますには一升五合地を充つたり、貸したりしたら、今のは入らないのです。土地を貸したり、売つたりして、そうして余力をこしらえて酪農をやろうとしても、土地を充つたり、貸したりしたら、今までの分家に事欠くことになるのであります。また、土地を充つて余力を作

て、相当の期間を要しまして、耕作者も工場も多大の迷惑をこうむるのであります。砂糖政策は、砂糖の相場が変動してもこれに対応するだけの政策の確立が肝要であります。何はともあれ、貿易の自由化は突然起つた問題でもなく、北海道のビート長期八ヵ年計画を樹立してからも、すでに数年を経て、しかもなお今日のありさまでは、

り、酪農をやることは、かえって損であるというデータもあるのであります。酪農をやるには、ビートを作るより牧草を作るほうがよいということを考えられておるのであります。また、酪農をやらなければ、堆肥ができないなんというお考えもあるかもしれません。無畜農家が堆肥増産の品評会で一等をとつた例すらあるのです。家畜がおらなくては堆肥ができないなんという考え方方は、これは、しろうとの考え方であります。あくまでビートはビートそのもので採算がとれるのでなければならないのであります。が、今なお農林大臣は、酪農をやることによってビートは引き合わなくともよいとお考へでありますか、どうありますか。

質問の第二は、現在の工場で足らない原料ビートは急速に増産させると申しておられるようではあります。が、そんな手品師のようなことがどうしておやりになれるのでありますか。工場を建てれば直ちにでも増産できるようなことを言う人もあります。が、工場を建てても、一向に増産されないではありませんか。トラクターのような大農機具を入れれば増産されると思つて、ある会社は、一億数千万円を投じて集荷区域内各町村にそちらも輪作、七年輪作といふようなことを考へますれば、二年や三年で効率には何の役にも立つております。も、五年輪作、七年輪作といふような収にでもならない限り、急激なる増産はできないと思ひます。ビートを増産しようとするには、一定の計画を立

て、それに基づいて、しんぱう強くやらなければならないと考へるのであります。が、農林大臣は、何か手つとり早く増産できるような即効策でも持つておられるのであるか、これをひとつ伺つてみたい。

質問の第三は、工場の規模であります。これについては、無定見と申して御計画がないように思われるのあります。私は、去る三十五年四月、衆議院の農林委員会に参考人として出席を求められた際に、こうしたこと申しておきました。もし砂糖が貿易自由化がなされた場合を予想すれば、原料一日二千トンの能力を持つ操業百二十日、一操業期二十四万トンを必要とする旨を申し上げたのであります。今日では、これでは不足であります。現在の工場が私あるかもしません。現在の工場が私と申しておられるようではあります。が、そんな手品師のようなことがどうしておやりになれるのでありますか。工場を建てば直ちにでも増産できるようなことを言う人もあります。が、工場を建てても、一向に増産されないではありませんか。トラクターのような大農機具を入れれば増産されると思つて、ある会社は、一億数千万円を投じて集荷区域内各町村にそちらも輪作、七年輪作といふような収にでもならない限り、急激なる増産はできないと思ひます。ビートを増産しようとするには、一定の計画を立

ります。私は、農業パリティ法案によれば、農業パリティを採用されることになつておられたようには見受けるのであります。告示価格は再生産の可能な価値とおられるのであるか、これをひとつ伺つてみたい。

質問の第三は、工場の規模であります。これについては、無定見と申して御計画がないように思われるのあります。私は、去る三十五年四月、衆議院の農林委員会に参考人として出席を求められた際に、こうしたこと申しておきました。もし砂糖が貿易自由化がなされた場合を予想すれば、原料一日二千トンの能力を持つ操業百二十日、一操業期二十四万トンを必要とする旨を申し上げたのであります。今日では、これでは不足であります。現在の工場が私あるかもしません。現在の工場が私と申しておられるようではあります。が、そんな手品師のようなことがどうしておやりになれるのでありますか。工場を建てば直ちにでも増産できるようなことを言う人もあります。が、工場を建てても、一向に増産されないではありませんか。トラクターのような大農機具を入れれば増産されると思つて、ある会社は、一億数千万円を投じて集荷区域内各町村にそちらも輪作、七年輪作といふような収にでもならない限り、急激なる増産はできないと思ひます。ビートを増産しようとするには、一定の計画を立

ります。私は、農業パリティ法案によれば、農業パリティを採用することになつておられたようには見受けるのであります。告示価格は再生産の可能な価値とおられるのであるか、これをひとつ伺つてみたい。

質問の第六は、工場はビート糖の販売については、それぞれ販売系列を持つて販路の拡張をやって、メーカーなどはみなその系列によって使いなれども、そのくらいのことは、言わなくとも皆考へておられる結果であろうと私は思うのであります。私がドイツに参りました三十二年ころは、一日二千トン以下の工場は二千トン以上に整理統合していると言つておりました。が、このごろドイツから見えた方の話では、三千トン以上に拡張していると当たつた系列の商社もメーカーも迷惑の原因になるのであります。私は、工場が増産奨励をやることに反対するものではありませんが、政府の責任においてやるべきであると思ひますが、いつでも買ひ入れるといふふうにお考へもありましょか。

質問の第七は、従来、ビートの告示価格をきめる際、足らない分は工場に補給されるつもりで安い価格で告示しますが、農林大臣は、何か手つとりでおられたようには見受けるのであります。告示価格は再生産の可能な価値とおられるのであるか、これをひとつ伺つてみたい。

質問の第八は、従来、政府は増産奨励については工場側にもその一翼をになわせることにしているのであります。が、このごろドイツから見えた方の話では、三千トン以上に増産していると当たつた系列の商社もメーカーも迷惑の原因になるのであります。私は、工場が増産奨励をやることに反対するものではありませんが、政府の責任においてやるべきであると思ひますが、いつでも買ひ入れるといふふうにお考へもありましょか。

質問の第九は、砂糖価格が著しく低落した場合は、政府において買ひ入れる道を開いております。たいへんけつてあります。が、その買ひ入れの告示価格で売りたいといふのがあればいつでも買ひ入れるといふふうにお考へもありましょか。どうか。著しく価格低落した場合は、何を標準にすますか。法案によれば、農業パリティを採用されることになつておられたようには見受けるのであります。告示価格は再生産の可能な価値とおられるのであるか、これも明示していただけますか。

質問の第十は、甘味資源特別措置法案及び甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(趣旨説明)

のでござりまへ

しこうして、御質問のてん菜生産振興臨時措置法が去る三月末日をもつて失効いたしました。したがいまして、今回法案を、それとかわるべき、また砂糖自由化に対しましての一連の法案を御審議願つておるのであります。その間の空白があることはお詫びのとおりでございます。しかし、農家並びに製糖業者の間に立ちまして、農林省は、この空白の間におきまして、テンサイの価格の決定につきまして適正に行なわれるようただいま指導しておるところでございます。なお、今後、価格の変動につきましては、もちろんこれは原糖の国際価格の変動もありますが、また国内におきましても、砂糖以外ブドウ糖等の関係もござりますので、私は、今回の法案によりまして、国際的にも国内的にも安定した措置がとれることを期待し、その方向に向かって努力する考え方でござります。（拍手）

そこのとおりであります。なかなか先ほど申しましたとおり、私どももいたしましては、何と申しましても、第一は土地改良をやらなければならぬ。さらには、労力不足のおりからでありますから、省力栽培の技術の普及をやらなければならぬ。さらには農業機械の導入等、あらゆる手段を講じまして、その生産の増強をはかる所存であります。

さらに、ビート糖工場の適正規模はどうかということになりますが、現在のところ、私どもは一工場十五万トン前後のものが北海道においては適正であると考えておる。これが二十万トンになり、二十万トンをこえることがでなければ、さらには一つあると困りますが、しかし、原料生産の状況とともにらみ合わせて考えなければならぬことでありますので、その程度のことを考えております。さらにこれらの工場についての合理化も促進度をして参りたい、こういろいろに考えて参ります。

ビート価格の告示について生産費所得補償方式をとらない理由はどうかといふことであります。砂糖はやはり商品であります。需給を別にして生産費所得補償方式で考えるということは、とうていこれは実情に沿わない、こう考えておりますから、先ほども申しましたとおり、パリティ方式を標準として考える、こういうことにいたしております。

さらに、ビート価格の告示は、前年の秋ごろがいいのではないかという御意見であります。私どもは、早いほどいいということでありま

うであります。これは生産者の價格を基礎としたしまして、国内糖の準買入り価格が一応の標準となるのであります。それで、その内容にきましては、今後におきまして十分討をいたしていきたい。こういうふに考へておきたいのであります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君答壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君)　ビートー場、澱粉工場等の設備資金の金融にきまして、農林漁業金融公庫を使つてもと手厚い方法はできないかといふことでござりますが、御承知のことなり。一般的の株式会社なものの工場につきましては、北海道東北開発公庫及び開発銀行等から融資が行なわれておりますが、昭和三十六年に設立近代化資金制度ができたときに、これに移行していくと、基本的な考え方をとっているわけでございます。結論として申し上げまして、一般的のビート工場及び澱粉工場等の設備資金を、農林漁業金融公庫から融資をするとどうることは、現在考えておりません。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　これにて質疑がございました。

千葉信君から十日間、村上義一君なら十四日間、いずれも病氣のため請け出しがございました。いずれも許可することにして御異議ございませんか。

出席者は左の通り。									
議長		重宗	雄二君	副議長		重政	庸徳君	議員	
森	八三一君	渋谷	邦彦君	牛田	寛君	坪山	徳弥君	沢田	一精君
島	昌徳次郎君	山高しげり君	赤間	文三君	大竹平八郎君	大竹	平八郎君	二木	謙吾君
畠	弘君	中尾	辰義君	森部	隆輔君	青田源太郎君	青田源太郎君	浅井	亨君
木	島嶋徳次郎君	加賀山之雄君	森	隆輔君	高瀬莊太郎君	高瀬	太郎君	増原	恵吉君
鉢	赤間	堺本	宜実君	奥	むめお君	柏原	ヤス君	森	正吉君
木	文三君	市川	信三君	和	和泉	古池	房枝君	上原	英子君
木	大竹平八郎君	二宮	文造君	平	覚君	佐藤	尚武君	最上	芳平君
木	大竹平八郎君	岩沢	忠恭君	小	鶴一君	辻	順造君	小林	三木與吉郎君
木	大竹平八郎君	佐藤	龍徳君	平	芳平君	森	栗原	源田	三木與吉郎君
木	大竹平八郎君	北口	丸茂	久	光君	石谷	川野	中上川アキ君	中上川アキ君
木	大竹平八郎君	竹中	中野	保	植垣弥一郎君	中野	豊田	原島	白木義一郎君
木	大竹平八郎君	恒夫君	恒夫君	原	齊君	正利君	文門君	原	宏治君
木	大竹平八郎君	祐幸君	憲男君	原	実君	祐幸君	憲男君	原	白木義一郎君
木	大竹平八郎君	三曉君	祐幸君	原	善一君	祐幸君	憲男君	原	仲原
木	大竹平八郎君	祐幸君	憲男君	原	雅君	祐幸君	憲男君	原	豊田

〔異議なし」と答える者あり。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

午後零時十一分散会

出席者は左の通り。

に、ヴァンクーヴァー等二領事館を総領事館にそれぞれ昇格するとともに、これら公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めたものであります。

二、費用

在外公館の新設及び昇格に伴う費用として、昭和三十八年度予算に四千二百十二万五千円を計上しています。

審査報告書

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
社会労働委員長 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経事情にかんがみ、執行官の手数料等を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
商工委員長 赤間 文三

参議院議長 重宗雄三殿

一、委員会の決定の理由

この法律案は、金属鉱業等離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金等の支給を行なうことを規定したもので、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため必要な経費は一億円で、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
法務委員長 烏品徳次郎

参議院議長重宗雄三殿

許可、家庭用設備の設置、販売主任者の資格等に関する規定を整備し、あわせて法制定以来十年を経過することに伴う諸規定を整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

なお、別紙のごとき附帯決議を行なつた。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東京港港湾区域における土地造成事業等に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、別に費用を要しない。

二、費用

政府は、本法施行にあたり、次の諸点に充分な配慮をすべきである。

一、高压ガス販売主任者が的確に業務を行ない、保安の責任を全うし得るよう監督すること。

二、液化石油ガス販売業者の大部分が零細企業者であることにかんがみ、その実態を充分に把握し過重規制とならぬよう配意すること。

三、液化石油ガスの規制の強化が液化石油ガスの値上げを招来せざるよう注意するとともに、その正量販売と品質確保についての監督を厳重にすること。

四、液化石油ガスの消費者に対する取扱い上の注意事項の周知徹底に努め、不注意による災害発生の防止に万全を期すること。

審査報告書

東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議

決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

遂行するため、この際産業投資特別会計から二〇〇億円を出資し、その資金を一、一八三億円にして、長期低利資金を供給していく。

二、費用

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、貿易・為替の自由化の進展に即応して、日本開発銀行に対する資金需要が益々増大している現状にかんがみ、同銀行の貸付等業務の拡大をはかるため、この際借り入れ及び債券発行限度額を現行の自己資本の二倍より三倍に引き上げようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議

決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、プラント輸出金融を中心と輸出入及び海外投資について、長期低利資金を供給する日本輸出入銀行に対する資金需要が益々増大している現状にかんがみ、同銀行がその業務を円滑にする法律案

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日

農林水産 櫻井 志郎
委員長 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は農林漁業金融公庫に対する政府の出資金を増額するとともに、農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進ならびに農業經營の規模の拡大、農業生産の選択的拡大及び林業經營の改善を促進するため、公庫の業務の範囲を拡充し、公庫が貸し付ける一定の資金につき、特別に有利な貸付条件を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行のため、公庫に対する政府の出資に要する経費として、十四億円が昭和三十八年度一般会計予算に、二百六億円が昭和三十八年度産業投資特別会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について万全を期すべきである。
一、農林漁業に関する金融制度のきわめて複雑な現況にかんがみ、速かにこれを簡素効率的ならしめるよう、抜本的改善措置を講ずること。

二、農林漁業資金について、可及的長期低利の資金が充分に確保されよう、公庫に対する政府の出資を大幅に増額すること。

三、農林漁業經營構造改善資金に關し、農業及び沿岸漁業構造改善事業推進資金以外の資金についても、これら事業推進資金に準じ、それぞれ、その貸付条件の緩和改善に努めること。

右決議する。

審査報告書

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日

農林水産 櫻井 志郎
委員長 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「農業近代化資金」の融資機関として銀行その他特定の金融機関を加えようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、特に次の事項に万全を期すべきである。

一、農業近代化資金の本質にかんがみ、農業近代化資金は、農協系統資金を遺憾なく活用するよう強力に推進し、銀行等の資金は、将来に亘り、常に、農協の補完的なものたらしめるよう適切な措置を講ずること。

二、農業近代化資金の利率の引き下げに努めること。

右決議する。

審査報告書

国会議員の賃費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十六日

農林水産 田中 茂穂
委員長 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の賃費及び審査雜費の額を改定し、議員秘書を二人とし、議員秘書に対し閉会中雜費を支給しようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本案施行に要する経費は、約八億二千二百八十一万六千円であつて、昭和三十八年度予算に計上す

